

令和2年 第4回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和2年4月17日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年4月17日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町役場
- 3 出席した委員

農業委員 8名

1番	馬場 崇裕				
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
		8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 13名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門	田島第3	—
		田島第5	湯田 孝義		
田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 徳男	田島第10	渡部 和幸
田島第11	猪俣 忠久	館岩第1	斎藤 融	館岩第2	大山 憲三
館岩第3	芳賀 敏			南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎		

- 4 欠席した委員

農業委員 3名

2番	星 利信	3番	湯田 義三	7番	渡部 一男
----	------	----	-------	----	-------

推進委員 3名

田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治	伊南1	森 哲男
------	-------	------	-------	-----	------

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第7 議案第4号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1 「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4
条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、2番星利信委
員、3番湯田義三委員、7番渡部一男委員であります。本日の出席委員
は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によ
る過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席
を求めたところ、13名に出席していただいております。

議長

日程第2 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規
則第20条第2項の規定により、4番湯田重行委員、5番平野恒二委員を
指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いい
たします。よろしくお願いいたします。

議長

日程第3 「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局から報告してください。

事務局

(事務局長が議案書にそって報告)

議長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

(「ありません。」の声あり)

議長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長

日程第4 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。

事件番号1について、調査担当の田島第7区浅沼誠治推進委員が欠席
ですので、事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。浅沼誠治推進委員から調査報告をお預かりして
おりますので、報告をさせていただきます。

議案書3ページになります。

4月10日に調査を行っております。調査の内容ですけど、農地法第3
条の許可基準を満たすかどうかの点を調査したとのことです。申請人と
土地の所在については議案書に記載してありますので、そちらをご覧
ください。

申請の理由ですが、譲渡人は、所有する農地が4筆ございまして、そ
ううちの3筆が災害復旧等の関係で県と町の買収を受けることになりま
して、所有する農地が152㎡の申請地1筆になったことから農業を廃止

するために、受け手を探しておりましたが、譲受人との間で合意に達し、金額は、△△△円、10 a あたり、△△△△円という金額です。譲受人は、経営規模拡大のために買い受けて耕作管理をする内容になります。

許可の要件ですが、1つ目、下限面積の件ですが、申請地は農用地区域内の農用地ですので、今回の申請地を含めまして経営面積が30 a 以上となる必要があります。譲受人の経営面積ですが、田が14,100 m²、畑が1,514 m²、合計で15,614 m²ですので面積的には下限面積は問題ありません。2つ目、原則ですが、150日以上必要な農作業従事要件ですが、こちらも譲受人世帯の合計で年間300日ほど従事するという事なので問題はありませぬ。3つ目ですが、地域との調和要件になりますけれども、申請地は水稻を作付けするので、申請地周辺の農地に影響するということはないと思われます。4つ目ですが、今回の申請地を含めまして、所有している農地、又は借り受けている農地全てを効率よく耕作する効率要件ですが、こちらも譲受人がトラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、その他、大農機具を有しておりますので経営農地の耕作には問題ないと思われます。5つ目、最後ですが、法人の場合ということですが、譲受人は法人ではなく個人ですので問題ございませぬ。以上の調査結果から申請地は許可相当であるという報告を受けておりますので審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

5 番

(平野恒二)

〇〇〇〇とあるんですが、こういうのはなじまないと思うんですが、なぜこのように記載されたのか。所有はあくまでも□□□□ではないのかと。説明願ひします。

事務局

(八木沢補佐)

〇〇〇〇で所有している農地になります。〇〇〇〇という団体で所有する農地ということであります。登記簿で確認してあります。

5 番

(平野恒二)

了解しました。

議 長

他にありませんか。
はい、どうぞ。

田島 11

(猪股忠久)

〇〇〇〇という名称は、俗にいう■■■■というのと同じですか。

事務局

(八木沢補佐)

大体同じような意味合いで考えてもらっていいと思ひます。

議 長

よろしいですか。
他にございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については原案のとおり決定いたしました。

議 長

事件番号2及び3について議題といたします。調査をお願いした渡部
一男委員が欠席ですので、事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。渡部一男委員から調査報告をお預かりしておりますので、報告をさせていただきます。田島地域の×××地区の案件になります。調査は4月7日に行っております。これにつきましても農地法第3条の基準を満たすものか調査したものです。各事件番号の申請人の土地の所在地については議案書に記載しておりますのでそちらをご覧ください。

申請の理由ですが、譲渡人は年齢が高くなり高齢ですので、経営規模を縮小したいということです。所有する農地2筆を譲受人に無償で譲り渡しまして、譲受人は、経営規模拡大のために譲り受けて耕作管理をするというものです。許可の要件なんですけれども、まず、1つ目、下限面積ですが、申請地ですが、こちらは農用地区域内の農地になりますので3,000 m²以上の経営面積が必要となります。譲受人の現在の経営面積ですが、田が74,040 m²、畑が144,602 m²、合わせまして218,642 m²ございます。22町歩近くありますので面積における問題はありません。2つ目は、年間150日以上必要な農作業常時従事要件ですが、こちらも世帯の合計が600日ほど従事しておりますので問題ございません。3つ目ですが、地域との調和要件ですけれども、申請地につきましても、田には水稻、畑はそばを作付けてあるということで影響を与えるということはないと思われまます。4つ目ですが、今回の申請地を含めまして、所有している農地、又は借り受けている農地全てを効率よく耕作する効率要件ですが、こちらにつきましてもトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、その他大農機具を所有しておりますので効率的な利用に問題はないと思われまます。最後の要件ですけれども、法人ということですが、譲受人は法人ではなく個人ですので問題はないと思われまます。以上の調査結果から申請は許可相当であるという報告を受けておりますので審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対

してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2及び3について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2及び3については原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号4について議題といたします。推進委員の渡部徳雄氏本人が申請人となっている案件です。審議に支障がありますので、渡部徳雄さんの退室をお願いします。

(渡部徳雄推進委員 退室)

議 長 地区担当調査委員の田島第2区星又エ門推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島2 (星又エ門推進委員)
今回の案件につきまして、譲渡人は〇〇〇〇さん、年齢65才です。無職となっておりますが、◇◇◇◇をやっております。譲受人は●●●●さん、45才、この方は×××に□□□□さんの相続したところがあって、田が1町5反程度、山林は5町歩くらいあるんじゃないんですかね。そういう形で、□□□□さんは×××の方が亡くなったので、×××分を相続したわけです。●●●●さんは、その相続した田んぼを借りて耕作している方でありまして。この方の譲受人の面積はゼロになっておりますけども実際的には個人に名前かかってます。法人化されておまして、×××で面積一人当たり7ha位栽培しております。全体では10haくらいは×××と合わせてやっているんじゃないかと思われまして。そのほか、トマトとかも作っております、農業後継者、そういう形で頑張っておられる方でございます。今回この××× 85㎡を△△△△円で譲り受けるという形の案件でございます。そういう形で●●●●さんご夫婦で200日くらいやっておりますし、お父さんもお母さんも農園を手伝ってくれております。一家挙げて百姓をやっています。この田んぼ85㎡は、農業倉庫、車庫にしたいという考えであります。ひとつご審議をお願いいたします。

議 長 はい、ご苦労様です。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号4については原案のとおり決定いたしまし
た。
ここで渡部徳雄さんの入室を許可します。

(渡部徳雄推進委員 入室)

議 長 次に、事件番号5を議題といたします。地区担当調査委員の田島第4
区湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたしま
す。

事務局 事務局の八木沢です。湯田慎也推進委員から調査結果をお預かりして
いますので報告させていただきます。田島地域の×××地区の案件になり
ます。調査は4月12日に行っております。これにつきましても農地法
第3条の基準を満たすものか調査したものです。申請人と土地の所在地
については議案書に記載しておりますのでそちらをご覧ください。申請
の理由ですけれども、譲渡人は体が悪い状態で、農作業が困難というこ
とで、経営規模も縮小するために、所有する農地に使用貸借権を設定いた
しまして譲受人に無償で貸渡しまして、譲受人は、経営規模拡大のため
に借受けて耕作管理をするというものであります。許可の要件ですが、
1つ目、下限面積ですが、申請地は農振農用地区域内の農地になります
ので、今回は申請地を含めまして、経営面積が30a以上の経営面積が必
要となります。譲受人の現在の経営面積は、694㎡ということですが、
申請地を含めると3,503㎡となりまして、30a要件クリアしますので
問題はないということです。2つ目は、年間150日以上必要な農作業常
時従事要件ですが、こちらも世帯の合計で年間300日ほど従事するとい
うことになっておりますので問題はありません。3つ目ですが、地域との
調和要件ですが、申請地には野菜とそばの作付けの予定であります。そ
ういう内容ですから申請地の農地周辺には影響を与えるものではないと
思われます。4つ目ですが、今回の申請地を含めまして、経営している
農地、全てを効率よく耕作する効率要件ですが、所有する大農機具は、
耕運機だけなんです。親類等から農機具を借りることがいつでもでき
ることから問題はないとのことでした。最後になりますが、法人
の場合は、という要件ですが、譲受人は法人ではございませんので問題
はないと思われます。以上の調査結果から申請地は許可相当であるとい
う報告を受けておりますので審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対

してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号5について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号5は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、事件番号6を議題といたします。地区担当調査委員の田島第4
区湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたしま
す。

事務局 事務局の八木沢です。湯田慎也推進委員から調査結果をお預かりして
いますので報告いたします。

譲渡人、譲受人、同一でございまして、決定する権利が違うというこ
とで、別々に申請が上がってきた案件になります。田島地域の×××地
区の場合になります。調査は先ほどと同日の4月12日に行っております。
これにつきましても農地法第3条の基準を満たすものかについて調
査したものです。申請人、土地の所在地については議案書に記載してお
りますのでそちらをご覧くださいしております。申請理由ですけれども、
先ほど同様、譲受人は体が弱いということですので、農業の経営規模も縮
小するために、こちらについては所有する農地を、△△△△円という金
額で10a当たり△△△△円となりますが、△△△△円で譲受人に売り渡
しまして、譲受人は、経営規模拡大のため買受けて耕作管理をするとい
う内容でございます。

1つ目の下限面積の要件ですが、申請地はこちらも農振農用地区域内
の農地になりますので、申請地を含めまして、経営面積が30aを超えな
いとならないという要件がございます。譲受人の経営面積は、先ほどと
同じ694㎡なのですが、先ほど承認いただいた事件番号5番の2,809㎡
の申請地を含めまして4,197㎡になりますので、こちらも問題ございま
せん。農作業の従事要件、年間原則150日ですが、こちらも世帯の合計
で年間300日ほど従事するという事になっておりますので問題はありま
せん。地域との調和要件3つ目ですが、申請地は先ほど同様、野菜とそ
ばを作付けするという事なので、特に申請地外の周辺農地に影響を与
えるものではございません。4つ目、所有している農地、借り受けてい
る農地を効率よく耕作する効率要件ですけれども、こちらも所有する農
機具は耕運機のみですが、親戚、親類等から農機具を何いつでも借り
ることができるということから問題はないということですので、5つ目になり
ますが、法人の要件ですが、譲受人は法人ではなく、個人ですのでち
らも問題はございません。以上の調査結果から申請は許可相当である
という報告を受けておりますので審議のほうよろしくお願いいたします

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号6について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号6については原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番7及び8について議題とします。地区担当調査委員の田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島1 (渡部昭雄推進委員)
4月13日に●●●●さん宅にお邪魔させていただきまして状況を聞いてまいりました。まず、譲渡人○○○○さん81才、譲受人●●●●さん66才、この方は二人とも兄弟でございます。6人兄弟で1番姉様が○○○さんで、一番下が今回引き継ぐ●●●●さんということで、年の差が15歳離れておりますが兄弟でございます。今回譲渡人が高齢で、現在の住まいが×××に住んでおります。●●●●さんのうほうが×××の×××に住んでおまして、現在は無職ですが奥様と二人で生活しておまして、この土地を譲り受けて野菜を作りたいと。

現在、畑がゼロになってまして、これは自分たちが食べる分くらいは今現在作っております。それから機械なんですが、小型トラクターですか、管理機なんですが、購入予定ですので問題ないと思われまして。

この作った野菜を近所に配るだけじゃなくて、多少出荷したいとのことで、私のほうにも出荷方法などいろいろ聞いてまいりました。私もできれば販売して、◆◆◆◆とか、◆◆◆◆とか、そのほうに出荷していただければありがたいと感じました。これは生前贈与でして、無償でございます。以上でございます。

それから、農地日数ですが、奥さんと二人でやりますので、150×2で年間300日になっておりますので問題ないと思っております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 ((「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号7及び8について原案のとおり決定する

ことにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、事件番号7及び8について原案のとおり決定いたしました。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

日程第5 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について地区担当調査委員の田島第2区星又エ門推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島2

(星又エ門推進委員)

ご報告申し上げます。4月10日と14日にかけて、4月10日は現地を見まして、14日は電話でお伺いをいたしました。まず、譲渡人、○○○○さん62才です。職業無職ですが、元は◆◆◆◆に務めていらっしゃいました。現在一人暮らしでございます。譲受人●●●●さん35才、●●●●さん33才ご夫婦です。この●●●●さんのお父さんが○○○○さんの弟さんということですから叔父さんに当たります。そのような形で譲受人は子供が小さくなって手狭になったので家を作りたい。と、このような要望でございます。●●●●さんは、××××の◇◇◇◇にお勤めでございます。奥様●●●●さんは、◇◇◇◇のほうにお勤めでございます。現在の家は××××にありまして、この方は長男でございます。実家は◇◇◇◇を営んでおります。別紙の資料2を見てください。その場所でございますけれども、××××でございます。大変に場所はいいところで、××××のところでございます。ちょうど高台でございます。現在アズパラと玉ねぎを作っておりますが、××××のところでございます。大変条件のいいところでございます。日照も大変いいところでございます。そのような形で◇◇◇◇にお願いをいたしまして、今回この家を建てたいということでございます。資金的には◇◇◇◇から借り入れまして、その土地で◇◇◇◇の建物で作りたいということですので資金的にも問題ありませんのでご審議のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。事件番号1について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

次に事件番号2について、調査をお願いした渡部一男委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局の八木沢です。渡部一男農業委員より調査結果を預かっておりますので報告をさせていただきます。×××地域の×××地区の案件になっております。調査日ですが4月7日に調査を行ったとのことでございます。内容ですけれども、農地法5条の許可条件となります、立地基準、一般基準で、そちらを満たすのかを調査したとのこと。申請人と申請人の土地の所在地については議案書に記載しておりますのでそちらをご覧ください。申請の理由ですけれども譲受人は現在×××地域に居住してまして農業を営んでるところですが、今般、自宅が会津縦貫南道路、こちらの用地として買収されることとなって立ち退く必要となったわけでございます。土地の選定を急いでしていたところですが、申請地は耕作する農地と近距離で、町道にも面しており、農家住宅として地形的、面積的にも最適であるということで選定したということでありました。立地基準ですが、申請地は×××の10haを超えるような大きな良好な営農条件を備えた農区域内に属する農地と考えられるものですから農地の区分としては第1種農地になります。ただし、第1種農地の場合なんですけど本件につきましては屋外農作業場を設置するような計画のある農家住宅であること、集落の通常的发展、集落がちよっとずつ発展していく範囲内で滲み出的に転用が行われるという内容であること、虫食い状態で転用がかかるというようなことでなくて、家の周りできつつくような形で、道路と面してるということで、虫食い状態にならないような転用であること、それから、譲渡人の所有する農地で他に道路に面してるようなところがなかった。そのようなことで、集落接続事業、こちらの要件を満たすことになりまして、第1種農地ではありますが、立地基準を満たすということで問題ないということになります。次に、一般基準がございまして、一般基準の方なんですけど、転用に必要な資力があるかどうか、家を建てられるかどうかですが、事業費が△△△△、こちらの範囲内で収まっているとのこともあって問題ないと思われまます。転用の妨げとなる権利ですが、こちらは権利設定ございませんでしたので問題はございません。許可を遅滞なく転用目的に供することが確かかどうかという点についても問題ないと思われまます。ほかの法令も許認可等の関係も他の許認可が必要なものはございませんで、こちらのほうも問題がありません。面積が妥当であるかも、一般住宅ですと目安として500㎡が基準ですが、農家住宅ということですので550㎡ほどあるようですが、農家住宅の転用基準は1,000㎡が一つの基準となりますので問題もありません。周辺農地の営農条件に影響を与えないかということなんですけど、この件につきましては土砂が流出したりとか、宅地の造成したところが崩壊しないように敷砂利をしまして、雨水は地下浸透で処理をする計画であります。汚水につきましては、浄化槽を設置し

まして排水溝へ排水する計画ですので、周辺の農業用の用排水に影響するようなことはないということでございます。以上の結果から申請地につきましては許可が相当であるということで渡部一男委員より報告いただいておりますので審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
それでは、ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に事件番号3について、地区担当調査委員の南郷第1区五十嵐和推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷1 (五十嵐和推進委員)
事件番号3ですが、譲渡人が〇〇〇〇さんで、もうお一人が〇〇〇〇さん、この2人になります。譲受人が●●●●さんと●●●●さん、2名になっております。この〇〇〇〇さんの長女が●●●●さんになっております。これは贈与ということになるそうです。許可を受けようとする土地ですが、×××・×××・×××の3筆となっております。×××・×××が〇〇〇〇さんから、×××の土地が〇〇〇〇さんからの贈与ということになります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、名字違いますが実は兄弟で親から相続した、元々住宅だったところを娘のところへ贈与するということになったそうです。●●●●さんですが、現在×××地内に住んでいるんですが子供が大きくなって部屋を分けようと思ったときに、爺ちゃん、ばあちゃんのところへ土地があったのでそこに建てようかな。となったようです。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島2 (星又エ門推進委員)
よくわからないんですが、地図を見ると×××と×××ってどの辺が違うんですか。

- 南郷 1 (五十嵐和推進委員)
×××は、×××の川向っていうのか。
- 田島 2 (星又エ門推進委員)
位置図を見ると、申請地の地区に×××となっているんだけど。×××の下が×××っていうの。
- 南郷 1 (五十嵐和推進委員)
×××は、もっと下です。旧×××の方まで行かないと×××は出てこないです。
×××の人が×××に家を建てるということです。
- 議 長 他に質疑はないでしょうか
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 3 について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 3 については原案の通り決定いたします。
以上で議案第 2 号の審議を終了いたします。
- 議 長 日程第 6 「議案第 3 号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。
事務局から議案の説明をしてください。
- 事務局 事務局の馬場でございます。私のほうから議案第 3 号の説明に入る前に、申し訳ありませんが一部訂正がございます。議案書の 13 ページをご覧ください。左側の番号の 90 番と 91 番、×××の 50 番、51 番についてですが、貸付人が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、借受人が●●●●さんになっておりますが、すみません、これ、逆でして、貸付人が●●●●●●さん、借受人が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんですので、申し訳ございません。訂正をお願いいたします。
それでは、議案第 3 号の農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書の 8 ページの利用権設定内訳 4 月分をご覧ください。筆数面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。
まず、再設定ですが、田が 37 筆の 43,055 m²、畑が 8 筆の 22,085 m²となっております。新規についてですが、田が 48 筆の 56,502 m²、畑が 2 筆の 3,141 m²となっております。再設定と新規合わせますと、田が 85 筆、99,557 m²、畑、10 筆、25,226 m²となりまして、合計が 95 筆、124,783 m²となります。続きまして 9 ページからは利用権設定の一覧となっております。今回は、農地中間管理機構による利用権設定はございません。ですので、農業経営基盤強化促進法による一般貸付分となっております。使用貸借権でございますが、×××の×××・×××・×××地区、それから×××の×××地区、×××の×××地区において、使用貸借権の設定がございますが、これらについては貸付人の管理ができない、そ

れから農地を荒らさないで管理してもらえばなあといった、貸付人の意向により設定されたものであります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

田島 11 (猪股忠久推進委員)
質問というか、1番から3番の〇〇〇〇さん、取引経過はいつ頃の契約でしたでしょうか。開始時期が令和2年4月25日なんですけど。いつの時点での相手方との決定した話なのでしょうか。契約自体無効というのではなくて…

事務局 (馬場主査)
いつの時点というか、それはお互いに話し合っただけで決めた時点です。その辺はわかりませんが、ただ、4月議案提出までに提出になったと把握しておりますので。

田島 11 (猪股忠久推進委員)
同姓同名ではないと思うんですけど、この方は×××の×××の裏のほうでトマト作っている人ですか？
それで今回新規に、10年を田んぼとして使用するわけですね？

事務局 (馬場主査)
作物は一応水稻を予定しております。

田島 11 (猪股忠久推進委員)
いつの時点の話だとかはわかりませんか？

事務局 (馬場主査)
お互いに契約した日ですか？それはこちらでは把握しておりません。

田島 11 (猪股忠久推進委員)
わかりました。

議 長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、本案は原案の通り決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議長

日程第7 「議案第4号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局

(事務局長)

只今議題となりました、「議案第4号 南会津町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」、御説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づきまして、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するため、同法19条の規定により農業者等に候補者の推薦を求めると共に募集を行いました。公募の結果、1区域から1名の推薦がありました。

農業委員会では、推薦のあった候補者の中から、農地利用最適化推進委員を委嘱することになります。

なお、欠員となっている区域については、法令に基づいて引き続き公募の手続きを継続するとともに、当該区域の関係者と協議を行っております。

本議案の星仁氏は、農業委員会等に関する法律第8条第4項各号のいずれにも該当せず、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方であると判断しております。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

星仁氏については、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方であると判断し、農地利用最適化推進委員を委嘱したいと思いますが、発言のある方は挙手願います。

議長

(「異議なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について、星仁氏の農地利用最適化推進委員の委嘱について、同意することにご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案の通り決定いたします。

以上で議案第4号の審議を終了いたします。

総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議長

それでは、暫時休議いたします。

議長

(星仁氏の委嘱状交付)

それでは、開議いたします。

次に、協議事項に入ります。広報委員会委員の指名についてを議題といたします。

事務局から提案してください。

事務局 (事務局長)
それでは、ただいま議題となりました、「広報委員会委員の指名について」御説明申し上げます。
広報委員会は、「農業委員会だより」を年2回発行し、5名の委員で組織されていましたが、令和元年度末に 大竹実広報委員会委員長が辞任をされました。
3月の広報委員会では、今回新たに4名の広報委員会委員を追加し、8名体制で実施していくという協議結果となったところであります。
なお、委員の指名につきましては、従来より会長が指名を行ってきた経緯もありますので、今回も会長指名でお願いしたいと考えております。
説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。皆さんから質問、意見を求めます。

議 長 ございませんか。
ないようなので協議を終結いたします。

議 長 広報委員会ですが、今までの慣例ということで私（議長）のほうから指名させてよろしいでしょうか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。それでは私（議長）のほうから、広報委員会委員を指名いたします。

議 長 本日欠席ですが、館岩地区 星利信委員、田部の湯田孝義芳委員、針生の平野信行委員、館岩の斎藤融委員、以上の4名でお願いいたします。
館岩の星利信委員には後で私が連絡いたします。
今日、指名した方にはこの後広報委員会がありますが、次回から参加していただきたいと思えます。今日の広報委員会は、今までの3名ということでやっていただきたいと思えます。この次から8名体制でやっていただきたいと思えます。
そのあと、委員長を指名していただけたらいいのかなど。そのようなことでよろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告事項がありますので事務局から報告してください。

事務局 (事務局長 2アール未満の農業用施設建築届について報告)

議 長 説明が終わりました。
皆さんから質問、意見を求めます。
よろしいですか。

田島 2 (星又エ門推進委員)
駐車場にスロープとはどういうことなのか。具体的に教えてください。

芳賀美紀 今年から新規就農の方で、道路からすぐの場所をトラックが入れるようにちょっと坂にするために砂利を敷くための届になります。

田島 2 (星又エ門推進委員)
はい、わかりました。

議 長 他にございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
ないようですので、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。

事務局 (事務局長 業務日程について説明)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
ないようなので、その他に入ります。

事務局 (令和元年度農業委員会委員互助会収支決算報告について)
(事務局職員の人事異動について)
(事務局 活動実績、成果実績報告を追加で説明)

議 長 皆さんのほうから、他にありませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。

職務代理 今日コロナウイルスの騒ぎの中、皆さんに出席していただきまして無事総会を閉じることができました。ありがとうございました。令和2年第4回南会津町農業委員会総会を終了いたします

閉会 午後 時 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

4 番

5 番

